

事務センター化に伴い取扱いを統一すること

1 認定関連

(1) 審査会開催予定日の問合せ

審査会開催予定日の進捗状況の電話での問合せは、令和2年4月1日以降、事務センターまで御連絡ください。問合せの際は、御連絡いただいた方の確認（事業者名、氏名、被保険者との関係等）と被保険者（被保険者名、被保険者番号、生年月日等の確認）の確認を行います。サービス計画の作成届出情報や入所情報の確認を行い、被保険者との関係が確認できた場合はお答えします。

審査会開催予定日の問合せは、被保険者や居宅介護支援事業所等からの問合せに対して迅速な回答を行うためにも、極力お控えいただけると、非常に助かります。

(2) 認定結果の問合せ

言い間違い、聞き間違いもありますので、事務センター等に電話いただいても認定結果はお教えできません。事務センターから被保険者に送付する通知書や、居宅介護支援事業所等（被保険者の同意がある場合のみ）に送付する連絡票の結果を御確認ください。

なお、区役所・支所にお問い合わせいただいても、対応は同じです。

(3) 要介護認定者等の資料提供

諸事情により、旧事業者から訪問調査票や主治医意見書の引継ぎが行われず、サービス計画の作成に当たり、訪問調査票や主治医意見書が必要な時は、「要介護認定等の資料提供に係る申出書（別紙5）」を事務センターに郵送してください。個人情報の管理徹底を図るためにも、事務手続を統一します。

2 認定給付共通

これまででは、区役所・支所ごとに、申請に対する審査を実施してきました。今後は、本市が委託事業者指定した統一的な基準に従い、確認作業を実施します。